



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 3 8 号

平成24年(2012年)9月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について ( " )	3
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について ( " )	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	4
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " )	4
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について ( " )	5
<b>公 告</b>	
地区計画等の原案の縦覧について (都市計画課)	5

開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5
議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
<b>公営企業告示</b>	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	6
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	7

## 告 示

### ●金沢市告示第229号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 178台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年8月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市広坂1丁目9番16号
- 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成24年9月11日から同年12月10日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第230号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	15台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	4台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	4台	
片町地区自転車等放置禁止区域	4台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	3台	
森本地区自転車等放置禁止区域	2台	
進和町地内	1台	
片町1丁目地内	2台	
馬替2丁目地内	1台	
安江町地内	1台	
問屋町1丁目地内	1台	
北塚町地内	1台	
千木町地内	8台	
新神田3丁目地内	1台	

湖陽2丁目地内	自 転 車	1台
諸江町地内	自 転 車	2台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	3台
四十万3丁目地内	自 転 車	1台
大野町4丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
金石本町地内	自 転 車	3台
北安江2丁目地内	自 転 車	4台
武蔵町地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
泉が丘1丁目地内	自 転 車	1台

## 2 自転車等を撤去し、保管した日

平成24年8月1日から同月31日まで

## 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成24年9月11日から平成25年3月10日まで

## (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
やざきクリニック	金沢市神田2丁目1番8号	平成24年5月1日
尾張町アイン薬局	金沢市下新町6番23号	平成24年5月1日
みずほデンタルクリニック	金沢市松村4丁目462番地	平成24年5月15日
富川歯科医院	金沢市野町4丁目6番1号	平成24年5月19日
クスリのアオキ間明薬局	金沢市進和町82番地	平成24年6月1日
長土堀クリニック	金沢市長土堀2丁目6番15号	平成24年6月1日
ひなどり薬局	金沢市畝田中1丁目1番地	平成24年6月1日
金沢こころクリニック	金沢市広岡3丁目1番1号金沢パークビルB1F	平成24年7月1日
広岡ラン薬局	金沢市広岡3丁目1番1号金沢パークビルB1F	平成24年7月1日
金沢市中央市場診療所	金沢市西念4丁目7番1号	平成24年8月1日
映寿会訪問看護ステーション	金沢市鞍月東1丁目8番地2	平成24年8月1日
扇が丘薬局	金沢市三馬1丁目405番地	平成24年8月11日

## ●金沢市告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
マルサンスター薬局	いしびき薬局	金沢市石引1丁目7番16号	平成24年6月1日

## ●金沢市告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		指定年月日
	変 更 前	変 更 後	
中山クリニック	金沢市三池町12街区1番地	金沢市三池栄町76番地	平成24年5月26日
はまだクリニック	金沢市三池町12街区3番地	金沢市三池栄町71番地	平成24年5月26日

## ●金沢市告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
ヤザキ外科医院	金沢市増泉4丁目1番1号	平成24年4月30日
尾張町アイン薬局	金沢市下新町6番23号	平成24年4月30日
長土堀クリニック	金沢市長土堀2丁目6番15号	平成24年5月31日
金沢こころクリニック	金沢市広岡2丁目13番23号AGSビル3F	平成24年6月30日
広岡ラン薬局	金沢市広岡2丁目13番23号AGSビル1F101	平成24年6月30日

## ●金沢市告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
神成 麻美	東洋治療院	金沢市久安5丁目247番地	平成24年4月2日
鶴谷 哲	天経堂	金沢市緑が丘21番16号フロルゾン・101	平成24年6月6日

山川 拓二	接骨院らくう	金沢市里見町29番地4 里見町ビル1F	平成24年6月11日
正札 真二	しん接骨院	金沢市寺中町イ53番地30	平成24年7月2日
宮前 清典	宮前 清典	金沢市額新保3丁目117番地7	平成24年7月30日

●金沢市告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
鶴谷 哲	天経堂本治療院	金沢市寺町1丁目6番53号	平成24年6月6日

公 告

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成24年9月11日から同月25日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成24年9月11日から同年10月2日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	副都心北部直江地区地区計画	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目及び直江北1丁目の各一部	別図（登載省略） のとおり

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市北町乙28番1から28番5まで	金沢市西念4丁目4番25号 有限会社大地 代表取締役 野崎 裕平	道路 金沢市北町乙28番4

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,267人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,110人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第46号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,110人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第47号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,267人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第48号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,555人

---

**公 営 企 業 告 示**

---

## ●金沢市公営企業告示第25号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成24年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 72,130円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 66,700円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 72,120円

- 2 原料価格変動額 8,300円  
 算式  $72,120円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 8,300円 (100円未満切捨て)$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式  $基準単位料金の額 + 8,300円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.082円$   
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に6.80円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- 4 平成24年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	233円55銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	231円55銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	219円5銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	217円22銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	212円22銭

●金沢市公営企業告示第26号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年9月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
- (1) 平成24年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格  
 1トン当たり 88,000円
- (2) 原料価格変動額 21,300円  
 算式  $88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 66,700円 (1トン当たり平均原料価格) = 21,300円 (100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式  $基準単位料金の額 - 21,300円 (原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.46円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成24年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	377円84銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	368円74銭

- 2 瑞樹団地供給地点群
- (1) 平成24年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 88,000円

- (2) 原料価格変動額 21,300円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 66,700円 (1トン当たり平均原料価格) = 21,300円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 21,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.46円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成24年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	377円92銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	368円82銭

### 3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 88,000円

- (2) 原料価格変動額 21,300円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 66,700円 (1トン当たり平均原料価格) = 21,300円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 21,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.46円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成24年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円69銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円59銭

### 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 88,000円

- (2) 原料価格変動額 21,300円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 66,700円 (1トン当たり平均原料価格) = 21,300円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 21,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.46円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成24年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)



	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	400円30銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	391円20銭

平成24年(2012年)9月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)9月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄